

府有建築物の解体工事における配慮事項

はじめに

建築物の解体工事現場において、騒音、振動、粉塵等の「周辺地域に及ぼす影響に対する環境配慮の必要性」について、これまで府議会をはじめ、マスコミ等にも度々取り上げられるなど、特に公共工事においては、資源の有効利用の促進や生活環境の保全について、先導的に取り組む姿勢が求められております。

これらの状況を踏まえ、大阪府都市整備住宅建築局公共建築室では、解体工事における標準的な施策として次に掲げる項目について取り組み、工事の円滑な推進に努めております。

取り組み内容

①防音シート、パネルの設置



◇適用基準：共通仕様書

②適切な散水（地上・屋上）



◇府の配慮事項：特記仕様書及び補足説明書に明記

- 給水 Φ40 給水管で引き込み
- 散水 大割圧砕機 1台につきΦ25 ホース 2本
小割圧砕機 1台につきΦ25 ホース 1本

③排水タンクの設置



◇府の配慮事項：特記仕様書及び補足説明書に明記

- 排水 雨天時、排水溢れ対策として
大型排水タンクを設置



④仮設排水枡又は排水タンク によるPH管理



◇府の配慮事項：特記仕様書及び補足説明書に明記

- 排水 流末手前でPH管理し排水

●その他の取り組み事項

- ◇石綿（アスベスト）：専門業者による適正な保管、運搬、処分（廃棄物処理法）
- ◇建設廃棄物：マニフェストを用いた適正な運搬及び処分（廃棄物処理法）
- ◇リサイクル：分別解体及び再資源化の徹底（建設リサイクル法）

○建築物解体工事共通仕様書（平成 24 年版）

「2章 仮設工事」「2節 騒音等の養生その他」抜粋

2.2.1 騒音・粉じん等の 対策	<p>(a) 騒音・粉じん・振動対策は、次の(1)から(3)により、適用は特記による。特記がなければ、(1)による。 なお、シート類は防災処理されたものとする。【写真①】</p> <p>(1) 防音パネルは、隙間なく取り付ける。 (2) 防音シートは、ジョイントの重ねと結束を十分に施す。 (3) 養生シート等は、隙間なく取り付ける。</p> <p>(b) 防音パネル等を取り付ける足場等の設置範囲、高さ等は、特記による。足場等は、防音パネル等の取付けに適した材料及び構造のものとし、適切な保守管理を行う。</p> <p>(c) プレーカー、穿孔機、破碎機、圧砕機等による粉じん発生部に常時散水を行う。【写真②】</p> <p>(d) 3.1.2 [用語の定義] (3)による「転倒解体」を行う場合は、転倒解体箇所及びその周辺部に十分な散水を行う。</p>
-------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

○特記仕様書（撤去工事）「第2章 仮設工事」抜粋

※	2.3.1(a)(b) 監督職員事務所	監督職員事務所の備品 ◎要 ・ 不要（設置済）
※	高圧洗浄機	備品内容（※印は 20 m ² 以上の監督職員事務所に適用） ※会議机、…、消火器、掃除用具、電話及びファクシミリ、複写機、タイムレコーダー
※	工事用設備等	※散水用：要（※大割圧砕機 1 台につき 2 台・小割圧砕機 1 台につき 1 台）【写真②】
		給排水、電気、その他工事設備の設置、撤去は受注者が行うこと。 なお、仮設水道については（40φ）を（・引き込み済 ◎本工事 各工区の負担で引き込みこと。）

○補足説明書（撤去工事用）抜粋

1. 一般事項
(4) 工事施工にあたり、適用を受ける関係法令等を遵守し、工事の円滑な進行を図ること。
(5) 工事排水を公共用水域(河川、水路等)に放流する場合は、予めPH値の測定などを行い、下水道法の基準に準じた対応を行うこと。【写真③④】
(6) 周辺住民、自治会等に対して、着工後トラブルのないよう事前に十分説明するとともに、騒音・振動・塵埃等を与えることのないよう努めること。やむを得ずトラブルが生じた場合は誠意をもって解決に当たり、工事の円滑な進捗に努めること。
作業中は、適宜、周辺状況を確認するとともに、風向きなども考慮しながら作業を行うこと。
なお、特に防塵対策として、解体・小割り・積み込み等のほこりが発生する作業時には、監督職員の指示に従い、十分に散水して作業するとともに、場内においても砂ほこりが外部に飛散しないように適宜散水を行うこと。【写真②】
また、使用水量の報告を監督職員に行うこと。なお、使用水量の増減については請負金額の変更の対象としない。
4. 再生資源利用計画書等の提出
「資源の有効な利用の促進に関する法律」、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」及び「大阪府建設リサイクル法実施指針（平成 24 年 3 月・大阪府編）」に基づき、本府が提示した様式により、必要に準じ再生資源利用（計画・実施）書及び再生資源利用促進（計画・実施）書を作成し提出すること。
6. 産業廃棄物の処理
(2) 受注者が産業廃棄物の収集・運搬または処分を処分業者に委託する際は、書面による委託契約をすること。その際、廃棄物の処理に係る全過程を確認するため、受注者は「マニフェストシステム」を採用すること。
2.1. 排水処理について【写真③④】
(1) 撤去工事における排水については、敷地内最終枘の手前で排水管を閉塞し、排水を貯水の上PH値の測定を行うこと。PH値については、下水道法及び条例基準に適合していることを確認のうえ最終枘に放流すること。基準に適合しない場合は、中和剤により中和措置を講ずること。放流時のPH値については、記録すること。
(2) 降雨時の対策として、集水面積に対応したタンク等を用意し枘からポンプにより貯水すること。放流時のPH処理については、(1)と同様とする。

問合せ先 06-6941-0351（代表）

府営住宅の解体工事に関すること：大阪府都市整備部住宅建築局公共建築室住宅建築課

府有建築物の解体工事に関すること：大阪府都市整備部住宅建築局公共建築室一般建築課

建設リサイクル法（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律）に関すること

：大阪府都市整備部住宅建築局建築指導室審査指導課

建設業法に関すること

：大阪府都市整備部住宅建築局建築指導室建築振興課